

令和6年第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日（水） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所会議室1

3. 出席委員 11名

中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明 上村博文
境 良一 芥川清二 芥川高一 太田桂子 加悦雅浩
宮本久美子

4. 欠席委員 1名

鎌賀和夫

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長

議事録署名委員 芥川清二委員 太田委員

6. 議 事

- (1) 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第26号 農用地利用集積計画の同意について
- (5) 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
- (6) 報告第13号 許可不要転用届について

事務局 定刻前ですが皆様お揃いですので、只今から令和6年第7回農業委員会総会を開催いたします。本日、鎌賀委員欠席ですが、定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 本日は、ご多用、熱い中ご出席頂きましてお礼申し上げます。さる6月20日、熊本テルサで県農業会議の総会が開催され、熊本市の福原会長が再任され、山鹿市の坂本会長に変わり阿蘇市の木村会長が副会長に承認されましたのでご報告申し上げます。今回の総会後から懇親会を開催

することとしました。他市でもやられている様で、総会では出来なかった話がより活発に出来る様開催するものです。あくまで希望者のみの参加でより多くの委員さんにご出席いただければと思います。また、今後もしろいろな取組が出来ればと思っています。網引地区で新たな遊休農地解消事業の計画を進行中です。委員参加で検討出来ればと思います。本日総会後も懇親会を開催します。よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということではよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、芥川清二委員さんと太田委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 記載事項のとおりでありました。特に問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は3ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩5分、農業年数は57年、農機具を所有し、主たる作物は米、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の小森委員よりご説明をお願いします。
小森委員	記載事項のとおりでありました。ご高齢のための譲渡です。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号2番について説明します。地図は4ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で2分、農業年数は12年、農機具を所有し、主たる作物はWCS、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので申請番号2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の長溝委員よりご説明をお願いします。
長溝委員	何ら問題無いと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号3番について説明します。地図は5ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約500m、農業年数は42年、農機具を所有し、主たる作物は米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。申請地は、筆界未定地で面積は決まっていますが、境界が分からない状態です。筆界未定地であっても土地の売買譲渡は可能ですので、申請書添付の地図及び筆界未定地となる前の閉鎖し

た字図により位置を確認しました。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の長溝委員よりご説明をお願いします。

長溝委員 記載事項のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は6ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地は自宅隣接地、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物はハーブになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号4番については承認致します。次に申請番号5番について確認委員の太田委員よりご説明をお願いします。

太田委員 記載事項のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局	申請番号 5 番について説明します。地図は 7 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 5 分、農業年数は 45 年、農機具を所有し、主たる作物は米、にんにくになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので申請番号 5 番については承認致します。次に申請番号 6 番について確認委員の太田委員よりご説明をお願いします。
太田委員	記載事項のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 6 番について説明します。地図は 8 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 3 分、農業年数は 50 年、農機具を所有し、主たる作物は米、みかんになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので申請番号 6 番については承認致します。次に申請番号 7 番について確認委員の加悦委員よりご説明をお願いします。
加悦委員	記載事項のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 7 番について説明します。地図は 9 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 20 分、農業年数は 8 年、農機具を所有し、主たる作物は水稲になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 7 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号 7 番については承認致します。以上、議案第 24 号について 7 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。申請番号 1 番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくをお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 12 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、松山町の借家に居住する個人です。現在の住まいが手狭になってきたため、個人住宅の建築を計画したところ、現在の住宅に近く住み慣れた地域にある申請地が適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次の申請番号2番については取り下げとなっていますので、次の申請番号3について確認委員の芥川清二委員よりご説明をお願いします。

芥川清委員 転用については特に問題ありませんでした。無償となっているが有償ではないか。ご審議よろしくお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。有償無償の有無を含め補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明します。無償となっておりますが、有償の誤りです。地図は14ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、住吉町に居住する個人です。経営する建設会社の資材置場及び大型車両の駐車場用地を探していたところ、申請地は国道に面しており、出入口も広いため適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号3番について承認します。次に申請番号4番について確認委員の太田委員よりご説明をお願いします。

太田委員 現地確認しましたが特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は15ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、古保里町の賃貸住宅に居住している個人です。現在の住まいが手狭になってきたため、新たに住宅を建築する計画を立

てたところ、申請地は、祖父母宅に近く、お互いにサポートしあえる環境であり、居住地に適していると考え、今回の転用申請となりました。転用面積が 500 m²を超えていますが、申請地の土地の形状が細長く不整形であること、分筆して残しても農地として利用し難い形状であるため、すべてを宅地として転用申請されています。申請地は、網津支所から 500m 以内にある第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号 4 番について承認します。以上、議案第 25 号について、3 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 26 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 17 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。今回はすべて、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規及び再設定です。次に 19 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、すべて田で合計が 4,446 m²となっています。次に 20 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 7 回総会時点での令和 6 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,930 m²、再設定が 53,845 m²、農業公社による利用権の新規設定が 70,072 m²、再設定が 70,172 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第26号について承認します。次に、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。22ページをご覧ください。解約件数は1件、総合計は1筆で6,024㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第12号について承認します。次に報告第13号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。24ページをお開きください。番号1番について、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。地図は25ページです。携帯電話基地局設置のための転用になります。農地面積234㎡のうち4㎡を転用するものです。農地法施行規則第53条第14号において、「中継施設又はこれらの施設を設置するために、必要な道路もしくは索道の敷地に供する場合」は農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告するものです。次に、番号2番について、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。地図は26ページをお開きください。干潟景勝地展望広場整備事業による駐車場整備の転用になります。農地法第4条第1項第2号及び第5条第1項第1号において、「国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合」は農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第13号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を福島委員にお願いします。

福島委員 お疲れ様でした。これをもちまして令和6年第7回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 芥川 清二 印

議事録署名人 太田 桂子 印